

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨
1 3	小野 泰正（6）	1. 富士市における災害時の要配慮者の避難について 近年、災害が激甚化・頻発化する中、富士市では、ハザードマップの改定を受け、様々な災害への対応施策を進めてきました。令和3年5月には災害対策基本法が改正され、おおむね5年を目途として個別避難計画の作成に取り組むことが努力義務とされたことを受け、富士市では先進的な取組として、内閣府のモデル事業に令和3年度の個別避難計画の市内展開促進事業が採択され、令和4年度には避難行動要支援者支援体制のデジタル化の推進が採択されるなど、進められてきました。 また、令和3年7月の水防法及び土砂災害防止法の改正により、要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練の義務化だけでなく市への報告の義務化、市からの助言・勧告が制度化されたことを受け、富士市では、要配慮者利用施設が避難対策を検討するための支援を行ってきました。そこで、以下質問します。 (1) 富士市における災害時の要配慮者の避難についての現状及びこれまでの取組の進捗状況はいかがか。 (2) 富士市における災害時の避難行動要支援者の避難に関して、明らかになってきた課題は何か。 (3) 避難行動要支援者の避難対策を実効性のあるものとするために、今後どのような取組が必要と考えるか。